

告示

埼玉県告示第五百三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地	平成三十三年二月二十七日